

規制の事前評価書

法令案の名称：私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

規制の名称：大臣所轄学校法人等に該当する学校法人の基準に係る規定等の整備

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：高等教育局私学部私学行政課

評価実施時期：令和6年4月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・令和5年5月に公布された「私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）」により、私立学校法（昭和24年法律第270号）が改正され、これまで各学校法人の寄附行為にその多くを委ねていた理事・監事・評議員・会計監査人の選解任の手續等に係る規定を整備するとともに、理事会及び評議員会の権限を整理し、その招集方法や議事録の作成・備置き等の運営に関する規定を明確に定めることとするほか、これまで私立学校法に定めなかった会計に関する規定を整備し、計算書類等の作成・備置きやその監査等について、新たに定めることとされた。
- ・その中で、
 - （1）情報通信の技術を利用する方法による評議員会の招集通知を発出する場合の手續
 - （2）大臣所轄学校法人等（都道府県知事が所轄庁である学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）で、その事業の規模又は事業を行う区域が一定の基準に該当するもの及び文部科学大臣が所轄庁である学校法人（以下「大臣所轄学校法人」という。）をいう。以下同じ。）に該当する学校法人に係る基準
 - （3）常勤の監事を設置しなければならない学校法人に係る基準
 - （4）知事所轄学校法人から所轄庁に対する届出
 については、政令（私立学校法施行令（昭和25年政令第31号））において規定することとされた。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・学校法人のガバナンスについては、一部の理事や理事長による逸脱した業務執行等の不適切な法人運営を未然に防ぎ、自律的なガバナンスを発揮するための理事長及び理事・理事会に対するけん制機能の強化が課題となっている。現行の私立学校法においては、評議員会の招集についてほとんど定めがないほか、会計監査人や常勤監事の設置は義務付けられていないところ、法の委任に基づき、上の（1）～（4）を定めることで、学校法人が自らその運営の透明性を高め、公益性の高い法人として適切に説明責任を果たしていくことができるようにしていく必要がある。
- ・具体的には、評議員会が適正に開催されるためには、その招集も定められた手続きに則って適切に行われることが必要であるが、これまで、具体的な手続きは各学校法人の寄附行為に委ねられており、評議員会の適正な開催を担保するための規定としては不十分であった。今般の法改正において、近年の急速なデジタル化

に対応するとともに、評議員会のけん制機能が強化されることに伴い、より機動的に評議員会が開催できるよう、メール等の情報通信の技術を利用する方法により評議員会の招集通知を発出することが認められることとなったことを受け、具体的な手続きを定める必要がある。

- ・また、法人の事業規模や事業区域が著しく拡大し、取引関係や業務執行の体制が複雑になると、業務執行及び会計処理に関する監督の強化や透明性の向上の必要性が高まると考えられるが、これまでは、規模等に応じて監査の実効性を高めるための特段の措置は設けられていなかったところである。監査の実効性を高め、理事長及び理事・理事会に対するけん制機能を強化するため、規模が大きく学生募集が全国的に行われる大学等を設置する大臣所轄学校法人を中核にし、会計監査人を設置しなければならない事業規模・事業区域を定めるとともに、会計監査人との連携によってもなお非常勤の監事だけでは十分にカバーされないような監査の業務量が見込まれる場合において、常勤監事の設置を義務づけるための事業規模・事業区域を定める必要がある。
- ・加えて、現行では、理事又は監事が就任し、又は退任したときに所轄庁に対する届出を義務付けているが、評議員については同様の義務付けがなされておらず、所轄庁はどのような者が評議員となっているかを確認することができない状況にある。今般の法改正で評議員・評議員会の資格・構成に関する要件が設けられるとともに、会計監査人が機関として新設され、欠格事由が規定されたことを踏まえ、評議員・評議員会や会計監査人が改正後の私立学校法で定められた要件を充足しているかを確認することができるよう、政令において必要な定めを設ける必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・「私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）」の施行に伴い、私立学校法により委任された事項を私立学校法施行令において定めるものである。具体的な内容は以下の通り。

（１）情報通信の技術を利用する方法による評議員会の招集通知を発出する場合の手続

評議員会が適正に開催されるためには、その招集も定められた手続きに則って適切に行われることが必要であることから、改正後の私立学校法第70条第5項及び第72条第4項の委任を受け、情報通信の技術を利用することにより評議員会の招集通知を発出するに当たっての手続きを具体的に定めるものである。

情報通信の技術を利用する方法による評議員会の招集通知を発出するに当たっては、当該評議員が通知を受け取ることが可能な方法である必要があることから、通知を発しようとする者は、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法によって、承諾を得なければならないこととする。

○情報通信の技術を利用することにより評議員会の招集通知を発出するに当たっては、通知の相手方に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法による承諾を得なければならないこととする。

○承諾を得た通知発出者は、通知の相手方から書面又は情報通信の技術を利用する方法により、情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申し出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を当該方法で発してはならないこととする。

（２）大臣所轄学校法人等に該当する学校法人に係る基準

法人の事業規模や事業区域が著しく拡大し、取引関係や業務執行の体制が複雑になると、業務執行及び会計処理に関する監督の強化や透明性の向上の必要性が高まると考えられることから、改正後の私立学校法第

143 条の委任を受け、知事所轄学校法人のうち、「大臣所轄学校法人等」となる学校法人の事業の規模及び事業を行う区域に係る要件を具体的に定め、これらの要件に該当する場合に会計監査人の設置を義務付けるなど、「大臣所轄書学校法人等」の特例を適用することで、規模等に応じた監査の実効性を高め、理事長及び理事・理事会に対するけん制機能を強化する。

＜事業規模に関する要件＞

以下（あ）又は（い）のいずれかに該当する場合に、事業規模に関する要件を満たすものとする。

（あ）最終会計年度の収支計算書に基づき、経常的な収益の額として文部科学省令で定めるところにより計算した額が 10 億円以上であること。

（い）最終会計年度の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上であること。

＜事業区域に関する要件＞

以下（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合に、事業規模に関する要件を満たすものとする。

（ア）3 以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置すること。

（イ）広域通信制の課程を置く私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）を設置していること。

（3）常勤の監事を設置しなければならない学校法人に係る基準

会計監査人との連携によってもなお非常勤の監事だけでは十分にカバーされないような監査の業務量が見込まれる場合において、常勤監事の設置を義務づけるため、改正後の私立学校法第 145 条第 1 項の委任を受け、「大臣所轄学校法人等」のうち、常勤の監事を設置しなければならない学校法人の基準を定めることとする。

以下（a）又は（b）のいずれかに該当する場合に、常勤の監事を設置しなければならない学校法人の基準を満たすものとする。

（a）最終会計年度の収支計算書に基づき、学校事業及び収益事業による経常的な収益の額として文部科学省令で定めるところにより計算した額が 100 億円以上であること。

（b）最終会計年度の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であること。

（4）知事所轄学校法人から所轄庁に対する届出

所轄庁において、評議員・評議員会や会計監査人が改正後の私立学校法で定められた要件を充足しているかを確認することができるよう、知事所轄学校法人から都道府県知事に対する届出につき、今般の法改正を踏まえた内容の見直しを行うこととする。

○役員に加え、評議員及び会計監査人についても、所轄庁において資格や構成要件等の充足状況を確認することができるよう、評議員及び会計監査人が就任又は退任した際には、知事所轄学校法人から都道府県知事に対し、届出を行わなければならないこととする。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・私立学校法施行令には、都道府県知事において、所轄の学校法人又は準学校法人につき、文部科学省令で定める様式に従って、法人台帳を調製し、必要に応じて加除訂正をすること等が規定されていたところ、これらの規定を削除することとした。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・平成 21 年に公文書等の管理に関する法律が成立し、地方公共団体においても、同法の趣旨に則って、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないとされ、現在では全ての都道府県において公文書管理条例等が制定されている状況である。各都道府県においてはそれぞれの実情に応じて公文書の管理・保存のルールを定め、学校法人に関する情報についても適切に管理がなされることとなっている。
- ・また、所轄の学校法人数や、各都道府県の私立学校主管部局の状況等を踏まえ、独自のデータベースで情報を管理するなど、それぞれの実情に応じた法人情報管理がなされていることが明らかになっている。
- ・以上を踏まえると、全国一律の様式に沿って台帳を調製する等の義務を課す積極的な理由はなく、これらの規定があることで、むしろ各都道府県の創意工夫による効率的な法人情報管理の機会を奪っている可能性がある。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・各都道府県の創意工夫による効率的な法人情報管理を可能とするため、都道府県知事において、所轄の学校法人又は準学校法人につき、文部科学省令で定める様式に従って、法人台帳を調製し、必要に応じて加除訂正をすること等が規定されていたところ、これらの規定を削除する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■ 検討した □ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

（１）情報通信の技術を利用する方法による評議員会の招集通知を発出する場合の手続について

今回新設する規定は、法律の委任に基づき、情報通信の技術を利用することにより評議員会の招集通知を発出するに当たっての具体的な手続きとして、当該通知の相手方に対し、その用いる情報通信の技術の種類及び内容について承諾を得ておかなければならないこと等を定めるなど、情報通信の技術を利用する方法による招集通知が対象者の承諾に基づき確実に対象者に届き、適切に評議員会が招集されるため、必要最低限の規制となっている。

（２）大臣所轄学校法人等に該当する学校法人に係る基準について

（３）常勤の監事を設置しなければならない学校法人に係る基準について

代替案として、「大臣所轄学校法人等」や常勤監事を必置とする学校法人の基準を高く設定することで、規制の対象範囲を狭めることも考えられるが、一部の理事や理事長による逸脱した業務執行等の不適切な法人運営を未然に防ぎ、学校法人が自らその運営の透明性を高め、必要に応じて是正を行う必要性は、学校法人の規模の違いによって異なるものではない。したがって、本来であれば、すべての学校法人に対し、会計監査人や常勤監事の設置義務を課すことも考えられるところである。

しかしながら、学校法人は幼稚園のみを設置するものから、大学を複数校設置するものまで、規模が様々であるところ、一般に、法人の事業規模や事業区域が拡大し、取引関係や業務執行の体制が複雑になればなるほど、業務執行及び会計処理に関する監督の強化や透明性の向上の必要性が大きくなると考えられる。このた

め、規模が大きく、全国的に学生募集が行われる大臣所轄学校法人を中核として、その事業規模や事業区域の分布等の状況等を踏まえて基準を設定し、同程度の事業規模・事業区域で運営される知事所轄学校法人については「大臣所轄学校法人等」として、大臣所轄学校法人と同じガバナンスを適用することが適当であると判断した。

また、法人の事業規模・事業区域が著しく拡大すると、業務状況の監査に要する業務量も増大し、監事の業務状況の監査の実効性の向上を担保するために、会計監査人の設置に加えて、監事の常勤化が有効な方策となると考えられる。このため、大臣所轄学校法人における収益の額の規模と、現在常勤監事を設置している割合とを分析したところ、収益の額 100 億円以上である法人においては、その半数で常勤監事を設置していることが明らかになったことから、監査の実効性の担保と学校法人に係る負担とのバランスに鑑み、収益の額 100 億円以上又は負債 200 億円以上の特に事業規模が大きな学校法人に対し、常勤監事の設置義務を課すことが適当であると判断した。

(4) 知事所轄学校法人から所轄庁に対する届出

今回新設する規定は、改正後の私立学校法において、評議員・評議員会の資格や構成に関する要件等が新たに設定されるとともに、機関としての会計監査人に関する規定が設けられたことを踏まえ、評議員又は会計監査人が就任し、又は退任したときの所轄庁への届出を新たに義務付けるものであり、都道府県が、所轄の学校法人において私立学校法に則った適切なガバナンス体制が構築されているかどうかを確認し、所轄庁としての権能を実効あらしめるための必要最低限の規制になっている。

<その他非規制手段の検討状況>

- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・すでに公布された「私立学校法の一部を改正する法律」の委任に基づいて、法律の施行日である令和 7 年 4 月 1 日までに政令において必要な事項を定める必要があるところ、非規制手段が存在しないため。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・今回の規制の新設・拡充によって、情報通信の技術を利用する方法による評議員会の招集通知を発出する場合の手続が明確に定められることにより、機動的な評議員会の開催が可能となり、理事長及び理事・理事会に対するけん制機能が必要なタイミングで適切に発揮されることにつながると考えられる。
- ・また、大臣所轄学校法人等及び常勤監事を必置とする法人の範囲等が明確化されることにより、会計監査人・常勤監事等が収益・負債の規模や教育活動の範囲に応じて適切に設置され、監査の実効性が向上し、理事長や理事による逸脱した業務執行や不適切な法人運営を未然に防ぐことが可能となると考えられる。
- ・これらにより、学校法人のガバナンスが十分に強化され、法人運営の適正性及び透明性が一層確保されるこ

とにより、私立学校の健全な発達が十分に図られることとなる。

- ・なお、本規制により未然に防ぐことが可能となる事例等がどの程度発生し得るかを把握し、かつそれが規制の効果であると同定する際の外部要因の排除が困難であることから現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、学校法人において適切なガバナンス体制が構築されているか否かを効果として把握することとし、所轄庁による措置命令の件数等の学校法人の運営状況に係る指標により定量化する。また、規制（２）及び（３）については、基準に該当する学校法人と該当しない学校法人の間で、学校法人の運営状況等に係る指標においてどの程度の差が生じるのかを把握することや、都道府県私立学校主管部課における認可事務や届出受領事務等の状況や課題等を具体的に把握すること等により、定量化する。

【緩和・廃止】

- ・各都道府県における公文書管理条例等に基づき、学校法人に関する情報を適切に管理することが求められることは変わらないものの、当該規制がなくなること各都道府県の創意工夫による効率的な法人情報管理が可能となる。なお、従来通りの方法で法人情報管理を行うことも可能であることから、現状ではその効果の定量化は困難であるが、各都道府県における実施状況等の聴取等を通して定量化する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・私立学校法の改正に伴う私立学校法施行令の改正における規制の新設及び拡充に伴い、学校法人において、次に掲げるような遵守費用が発生するものと考えられる。

・ 情報通信の技術を利用する方法で評議員会の招集通知を発出するに当たって必要となる費用

情報通信技術を利用する方法で評議員会の招集通知を発出する場合においては、書面で招集通知を発出する場合とは異なり、その用いる情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示し、承諾を得る必要がある。したがって、書面で招集通知を発出する場合に比べ、追加の手続きが発生することになるが、実際にどの程度の学校法人が情報通信の技術を利用する方法で招集通知を発出するのかの推計が難しいことから、当該費用を定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難である。なお、本規定は、情報通信の技術を利用する方法で評議員会の招集通知を発出する方法を採用するにあたっての義務を課すものであり、学校法人に「情報通信の技術を利用する方法」で評議員会の招集通知を発出すること自体を義務づけるものではない。また、書面で招集通知を発出する場合は、印刷用紙等の必要資材に係るコストが発生するが、情報通信の技術を利用する方法で招集通知を発出する場合には、これらの資材が不要であるため資材に係るコストが発生しない。したがって、各学校法人において費用負担も考慮の上で方法を選択することが可能であり、追加の手続きが必要であっても、一連の招集手続きとしては、書面による方法と情報通信の技術を利用する方法とで、遵守費用が増えることとはならないと考える。

・ 寄附行為の変更に係る所轄庁の認可を受けるために必要となる申請手続に係る費用

一定の基準等に該当する学校法人においては、寄附行為の監事又は会計監査人の定数、選任及び解任の方

法に係る規定を変更し、所轄庁（文部科学大臣又は都道府県知事）の認可を受ける必要があるところ、その準備のための事務作業に係る人件費等の費用が発生することが考えられるが、その準備のために必要な時間・体制はそれぞれの学校法人の規模及び設置する学校種等によって大きく異なるとともに、他の認可等案件と併せて対応することも考えられることから、当該費用を定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難である。

・会計監査人を選任するために必要となる費用

大臣所轄学校法人等においては、会計監査人を設置する義務が発生することから、会計監査人に支払う報酬及び選任等に係る事務作業の人件費等の費用が発生することが考えられる。

私立学校振興助成法に基づく私学助成を受ける学校法人は、既に現行の同法第 14 条第 3 項の規定によって公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられており、大臣所轄学校法人のほとんどが、実際に同項の規定により監査を受けているところである（※ 1）。私立学校振興助成法に基づく監査を、私学法に規定する会計監査人による監査とすることで、直ちに会計監査の報酬単価や時間数（※ 2）が変動し、学校法人において要する遵守費用が大幅に増額することは想定できない。

※ 1 令和 3 年度において大臣所轄学校法人は 670 法人、都道府県知事所轄学校法人は 6,953 法人（文部科学省調べ）であるところ、日本公認会計士協会「監査実施状況調査（2021 年度）」によると、同年度に私立学校振興助成法に基づく監査を受けた大臣所轄学校法人は 647 法人、都道府県知事所轄学校法人は 3,896 法人である。

※ 2 「監査実施状況調査（2021 年度）」によると、学校法人における監査報酬の時間当たりの平均単価は 13,187 円、1 監査対象当たり時間の平均は 143.0 時間となっている。

・学校法人が新たな常勤の監事を選任するために必要となる費用

大臣所轄学校法人等のうち、一定の事業規模を満たす法人については常勤監事を設置する義務が発生することから、常勤監事に支払う報酬及び選任等に係る事務作業の人件費等の費用が発生することが考えられる。大臣所轄学校法人のうち、常勤監事を設置する義務が発生する法人数は 134 法人（令和 2 年度決算データ）であり、そのうち約半数の学校法人において、すでに常勤監事が設置されている。

令和 2 年度において常勤監事を設置している学校法人における、常勤監事の年間報酬はその約 8 割で 200 万円以上となっている一方で、非常勤監事に対し、報酬を年額で支払っている学校法人における年間報酬は、その約 7 割で 100 万円未満となっていることから、今般の改正により新たに常勤監事を設置しなければならない学校法人においては、そのほとんどで常勤監事に支払う報酬分の負担が新たに発生することとなると考えられる。

なお、常勤監事を選任は、各学校法人の寄附行為の定めに基づいて行われるところ、基本的には現に在任する監事の互選によることが想定されるため、候補者の選定等の業務が新たに発生することは考えにくい。いずれにせよ、常勤監事に支払う報酬額及び選任等に係る事務作業の人件費等の費用は、それぞれの学校法人の規模及び設置する学校種等によって大きく異なることから、当該費用を定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難であるが、事後評価書を作成するまでには、一定の事業規模を満たす法人数や法施行後の常勤監事と非常勤監事の年間報酬の差の把握に努めることなどにより、定量化する。

・所轄庁への届出に要する費用

知事所轄学校法人から都道府県知事に対する届出内容に追加を行い、役員に加え、評議員及び会計監査人が就任又は退任した際の届出を義務付けるほか、知事所轄学校法人が大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合又は常勤監事の設置義務がかかる基準に該当することとなった場合にも届出を行うことが義務付けられることとなることから、どのくらいの頻度で届出が必要となるのかや、準備のために必要な時間・体制は、それぞれの学校法人の規模及び設置する学校種等によって大きく異なることや、他の届出案件と併せて対応することも考えられることから、当該費用を定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難であるが、事後評価書を作成するまでには、大臣所轄学校法人における届出の数の増加の状況を把握し、各知事所轄学校法人における届出の数の増加の状況を推計するなどにより、定量化する。

＜行政費用＞

・私立学校法の改正に伴う私立学校法施行令の改正における規制の新設及び拡充に伴い、所轄庁において、次に掲げるような行政費用が発生するものと考えられる。

・寄附行為の認可のための審査に要する費用

「大臣所轄学校法人等」に該当することとなった知事所轄学校法人においては、寄附行為の規定を変更し、所轄庁の認可を受ける必要があるところ、寄附行為の変更の認可の申請を受ける所轄庁において、認可のための審査の事務に要する人件費等の費用が発生することが考えられる。当該所轄庁が所管する学校法人のうち、どの程度の学校法人が「大臣所轄学校法人等」に該当することとなるのかが定かでなく、また、所轄庁が認可のための審査に要する時間は、同時期に認可を行う必要がある法人数等に影響を受けるとともに、他の認可等案件と併せて審査することも考えられることから、当該費用を定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難であるが、事後評価書を作成するまでには、「大臣所轄学校法人等」に該当することとなった知事所轄学校法人数を把握するなどにより、定量化する。

・届出の受付に要する費用

評議員及び会計監査人が就任又は退任した際には、知事所轄学校法人から都道府県知事に対し、届出を行わなければならないこととするほか、知事所轄学校法人が、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合又は常勤監事の設置義務がかかる基準に該当することとなった場合には、知事所轄学校法人から都道府県に対し、届出を行わなければならないこととすることにより、届出の申請を受ける所轄庁において、受付事務に要する人件費等の費用が発生することが考えられる。他の届出案件と併せて処理することが想定されるため、当該費用を切り分けて推計することは困難であるが、事後評価書を作成するまでには、大臣所轄学校法人における届出の数の増加の状況を把握し、各知事所轄学校法人における届出の数の増加の状況を推計するなどにより、定量化する。

＜その他の負担＞

・該当なし

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

・該当なし

<行政費用>

- ・都道府県に義務づけていた事務に関する規定を削除するものであり、追加の行政費用は生じない。

<その他の負担>

- ・該当なし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・審議会その他の会合での意見聴取は実施していないものの、あらかじめ各私立学校関係団体及び各都道府県に対して政令案の内容を周知し、広く意見を収集する機会を設けたため。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・「私立学校法の一部を改正する法律」の附則において、この法律の施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨が規定されている。当該規定に基づく改正後の私立学校法に係る事後評価を実施することとあわせ、今般の規制の新設に係る事後評価も実施することとする。

<上記以外の法令案>

- ・該当なし